広域系統整備計画の進捗状況について (報告)

2020年 5月25日 広域系統整備委員会事務局



今回ご報告事項

■これまでの経緯

- 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画
 - ✓ 2016年6月 広域系統整備計画策定
 - ✓ 進捗状況報告(計9回)
- ▶ 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画
 - ✓ 2017年2月 広域系統整備計画策定
 - ✓ 進捗状況報告(計8回)

■今回ご報告事項

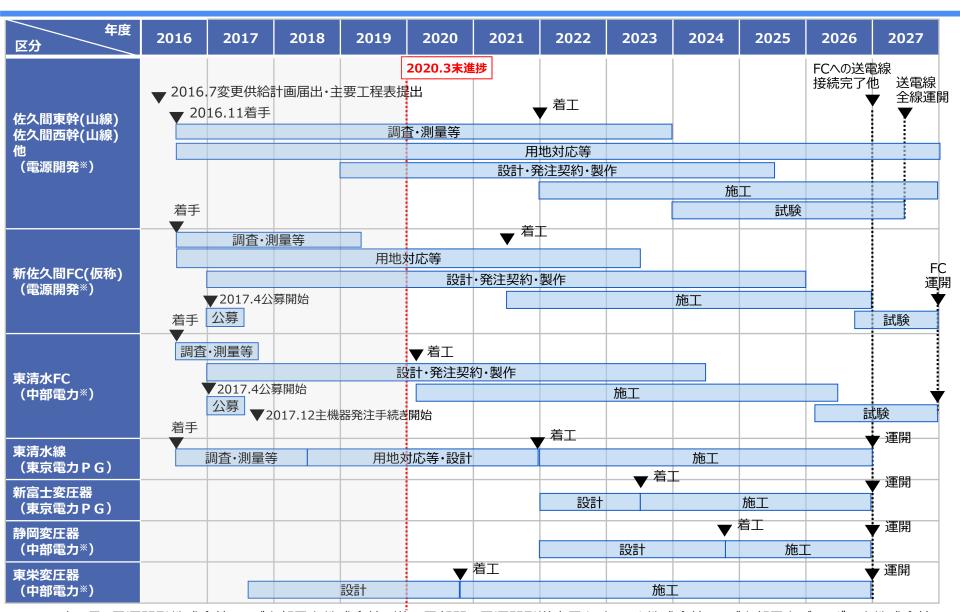
- ➤ 広域系統整備計画の進捗状況について
 - ✓ 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画(第10回)
 - ✓ 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画(第9回)



1. 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画

- 2019年12月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体(東京電力パワーグリッド、中部電力、電源開発)より業務規程第62条に基づき、四半期(2020年3月末時点)の進捗状況が提出され、これを確認したので報告する。
- これまでの主な実施事項(2020年1月~2020年3月末)
 - ▶ 東清水FC 土木、建築、電気工事契約済み(2020年1月)、現場着工準備中
 - 東栄変電所 土木、電気工事発注準備中(2020年上期発注予定)
 - 東清水線 調査・測量業務(環境調査(猛禽類)実施中、環境アセス手続き中)
 - ▶ 佐久間東幹(山線)他 調査・測量業務(環境アセス手続き中、技術測量・地質調査 実施中)、基本設計業務、送電工事の予報発注の実施
 - ▶ 新佐久間FC(仮称) 基本設計業務(機器レイアウト最適化等の検討)、土木工事 実施設計を実施中
- 今後の予定等(2020年4月~)
 - ▶ 東清水FC 現場着工(2020年5月着工済み)
 - 各工事において調査・測量等を順次進めていく。





※2020年4月、電源開発株式会社および中部電力株式会社の送配電部門は電源開発送変電ネットワーク株式会社および中部電力パワーグリッド株式会社 にそれぞれ分社

⑥275kV 送電線新設 1km程度

駿遠

⑨変圧器増設

500/275kV 1,000MVA

事業実施主体	主な工事	
東京電力パワーグリッド	⑤東清水線新設、⑧新富士変電所工事	
中部電力	②東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事*	
電源開発	①新佐久間FC(仮称)新設工事、 ③④⑥⑦佐久間東幹線(山線)増強工事·佐久間西幹線(山線)増強工事*他	
(山線) 他増強		

併架

②周波数変換器+600MW

275kV 引出口新設

①周波数変換器 300MW 東清水FC

地点新設

【凡例】

4

発電所

変電所

開閉所

交直変換所

周波数変換所

黒

赤

500kV送電線

275kV送電線

直流送電線

<u>対策箇所</u>

154kV以下送電線

既設・計画中設備

関連地内系統整備

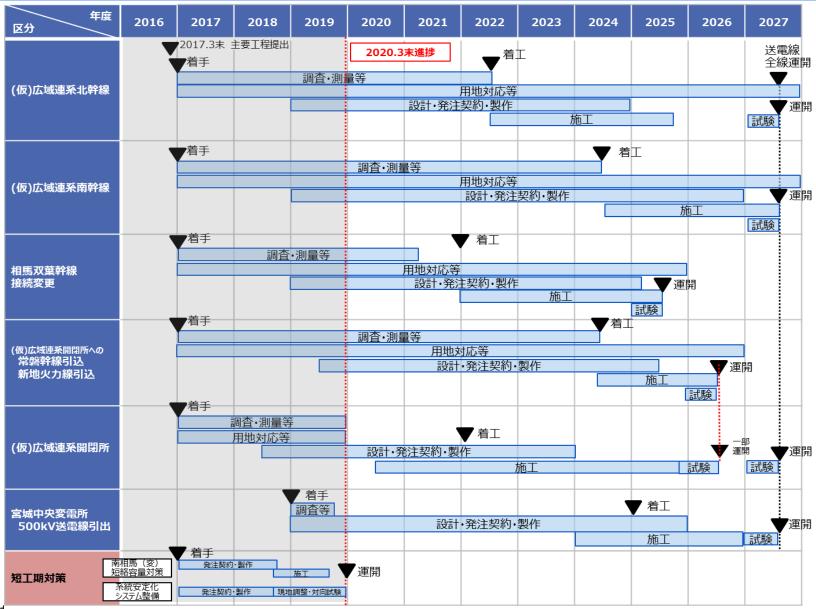


(余白)



- 2019年12月末時点の進捗状況の報告以降、事業実施主体(東北電力)より業務規程第62 条に基づき、四半期(2020年3月末時点)の状況が提出され、これを確認したので報告する。
- これまでの主な実施事項(2020年1月~3月末)
- ▶ 関係地権者への鉄塔建設等に係る承諾取付交渉ならびに地質調査に伴う補償交渉の実施
- ▶ 想定ルート上に計画されている他事業者(大規模太陽光等)との協議・調整
- ▶ 想定ルートに関する地質調査を実施中(2019年4月~)
- > ルート等選定に係る委託調査などを実施中(環境影響調査業務他)
- ▶ 仙台市環境影響評価条例等に基づく送電線新設に係る環境アセスを実施中(2019年10月~)
- ▶ 想定ルートについて条件が整った個所から用地測量および用地取得に着手
- ▶ 台風19号によるルート近傍での一部土砂崩れについて影響調査を実施(2019年10月~)
- ▶ コスト等検証小委による調達プロセス、工事費、工期の検証(2020年2月、継続して検証) (短工期対策) 南相馬(変) 短絡容量対策工事(遮断器他取替)、系統安定化 システムの対向試験完了
- 今後の予定等(2020年4月~)
- ▶ 送電線に係る用地測量・用地取得および地質調査に伴う補償交渉の推進、地質調査や環境影響調査業務等の実施
- ▶ ルート等調査測量ならびに開発計画との調整、所在不明地権者調査等
- ▶ コスト等検証小委による調達プロセス、工事費、工期の検証(2020年5月19日) のうえ、 広域連系開閉所におけるGISの公募他の実施 (短工期対策) 短工期対策運用開始(2020年4月2日~)

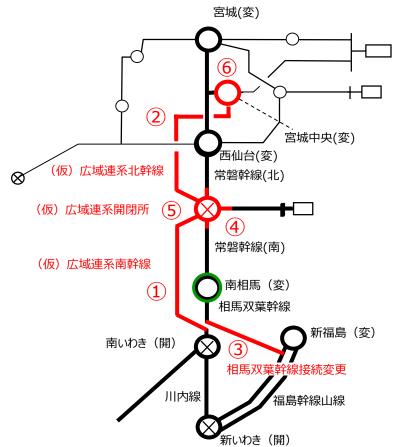
主要工程





※2020年4月、東北電力株式会社の送配電部門は東北電力ネットワーク株式会社に分社

事業実施主体	主な工事
東北電力	①(仮)広域連系南幹線新設、②(仮)広域連系北幹線新設 ③相馬双葉幹線接続変更、④(仮)広域連系開閉所への既設500kV送電線引込、 ⑤(仮)広域連系開閉所新設、⑥宮城中央変電所500kV送電線引出



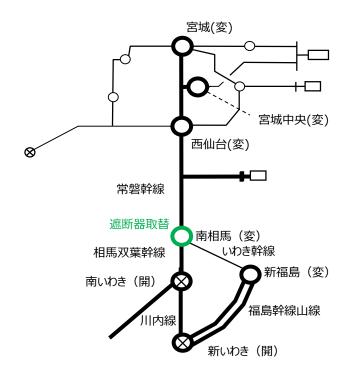




- 広域系統整備計画に示す流通設備の増強(恒久対策)の工期は長期間にわたることから、応募事業者の電力取引の開始希望時期に関するニーズが満たされない。
- このため、拡大できる運用容量は限定されるが短期間で実施できるような本連系線の運用容量の拡大対策(短工期対策)を恒久対策が完了するまでの対策として実施することとし、500kV相馬双葉幹線と既設275kVいわき幹線を併用する。

○短工期対策工事概要

項目	概要
南相馬(変) 短絡容量対策	遮断器(3台)等を許容電流が大きな機器へ取り替える。
電源制限 装置	送電線熱容量対策及び同期安定性維持の ために、制御装置及びこれに伴う通信設備を 設置する。





【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

- 第62条 <u>本機関は、</u>広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の<u>進捗状況</u> を把握する。
- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

(広域系統整備計画の変更)

- 第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。
- 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の 検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の 変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公 表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

- 第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。
 - 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
 - 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報
- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された 情報に基づき、本機関が行う。

Organization for Cross-regional Coordination Transmission Operators, JAPAN